高千穂町国土強靭化地域計画

令和２年５月

宮崎県高千穂町

目　次

序章　国土強靭化の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨 1
2. 計画の位置付け 2

第 1 章　高千穂町の概要

1. 本町の地域特性 3
2. 本町における過去の災害 5
3. 本町に被害を及ぼすと想定される災害 7

第 2 章　高千穂町の地域強靭化に向けた基本目標等

1. 基本目標 8
2. 事前に備えるべき目標 8
3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 9

第 3 章　脆弱性評価

1. 想定するリスク 11
2. 脆弱性評価 11

第 4 章　地域強靭化の推進方針

1. 強靭化を推進する上での基本的な方針 32
2. リスクシナリオごとの強靭化の推進方針 33

第５章　計画の推進と重点化

1. 計画の推進 73
2. 本計画の不断の見直し 73
3. プログラムの重点化 74

別紙１：施策分野ごとの脆弱性評価及び推進方針
別紙２：高千穂町強靭化アクションプラン

序章　国土強靭化の基本的な考え方

１．計画策定の趣旨

我が国においては、東日本大震災などこれまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

これらを背景に国では、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「基本法」という。）を施行し、この基本法に基づき、平成 26 年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。また、宮崎県においても、平成 28 年（2016 年）12 月に「宮崎県国土強靭化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取組を推進している。

本町では、基本計画や県地域計画の示す理念や基本方針を踏まえ、本町における強靭化に関する施策を、防災・減災対策に関する取組を念頭に、総合的・計画的に推進するため、高千穂町国土強靭化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

２．計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に係る本町の他の計画等の指針となるものとして、本町の基本構想である「高千穂町総合長期計画」、災害対策基本法に基づく「高千穂町地域防災計画」などと連携を図りながら策定するものである。

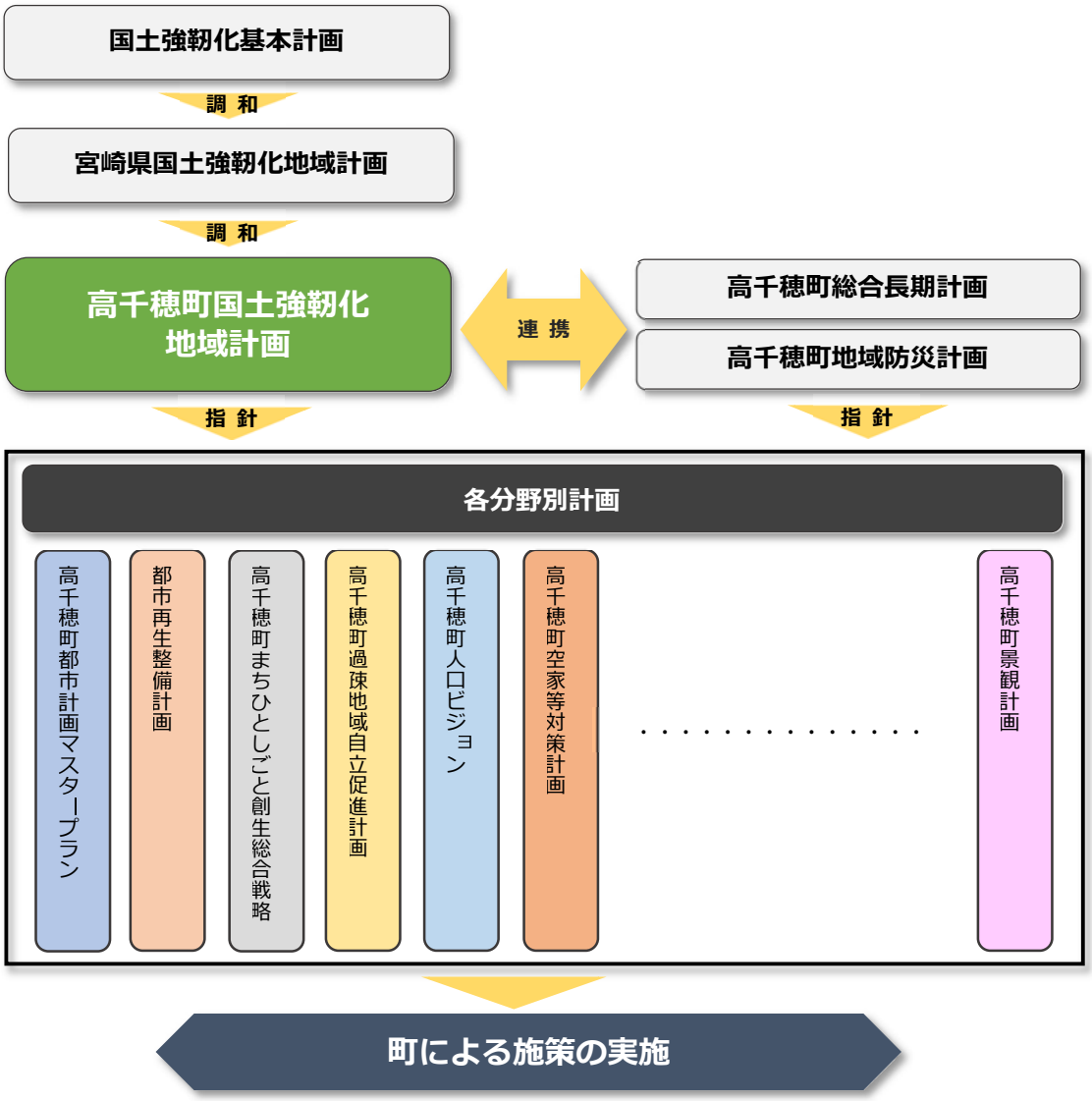

第１章　高千穂町の概要

１．本町の地域特性

【本町の地勢】

本町は宮崎県の北西に位置し、西臼杵郡に属する。宮崎市から北西へ約 120km、熊本市から東へ約 80km の距離にあり、宮崎県日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、熊本県高森町、山都町、大分県豊後大野市、竹田市と隣接している。

総面積は約 237.5km²、そのうち林野面積が総面積の約 84%を占めており、周囲には標高 1,756m の祖母山を主峰とする障子岳、本谷山等 1,000m 以上の祖母傾国定公園山系が連なり、西部には九州山脈、阿蘇の外輪山などがある。また、本町の中央部には、五ケ瀬川が蛇行しながら南東方向に流下・横断しており、阿蘇泥溶岩台地を侵食して形成されたＶ字形の峡谷や柱状節理が発達した段丘崖を形成している。

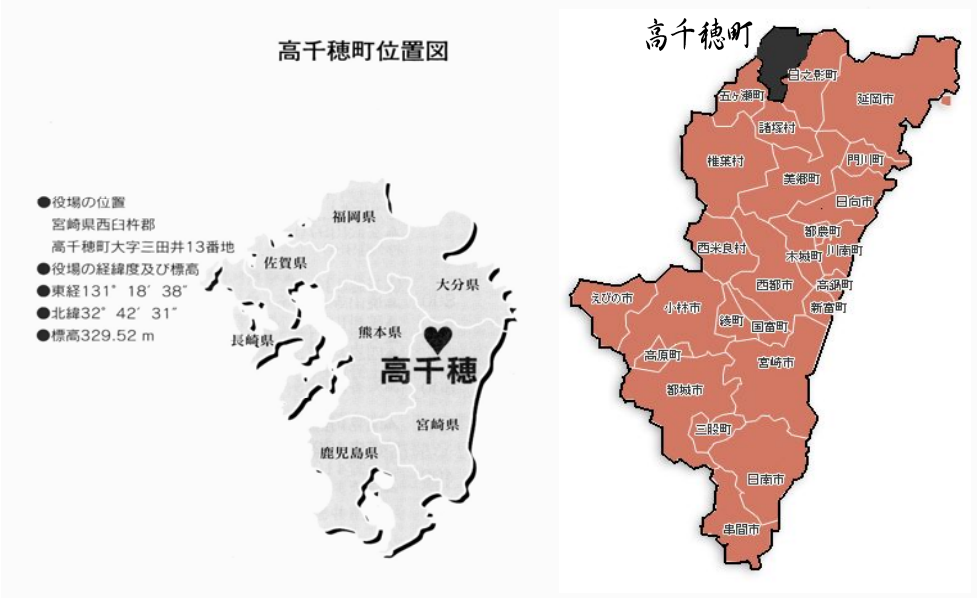

【本町の気象】

本町は、周囲を標高 1,000m 以上の山地に囲まれている中で、高原から盆地まで変化にとみ、寒暖の差が大きい気象となっている。高千穂観測所による過去 5 年間の平均気温は 14.6℃、年間降水量は 2362mm となっており、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量 100mm 以上の降雨は年間に 1～4 回の頻度を確認している。

【本町の人口】

本町の人口は昭和 30 年の約 28,000 人をピークに減少しており、2019 年では 12,181 人となっている。現在の人口減少率を維持した場合、2040 年には 8,410 人まで減少する推計である。

人口構造では65歳以上が人口の約41%を占めており、宮崎県全体の割合と比較しても約10%程度高い。地区別の人口では、三田井が全体の43%を占めており、次いで岩戸、上野の順となっている。

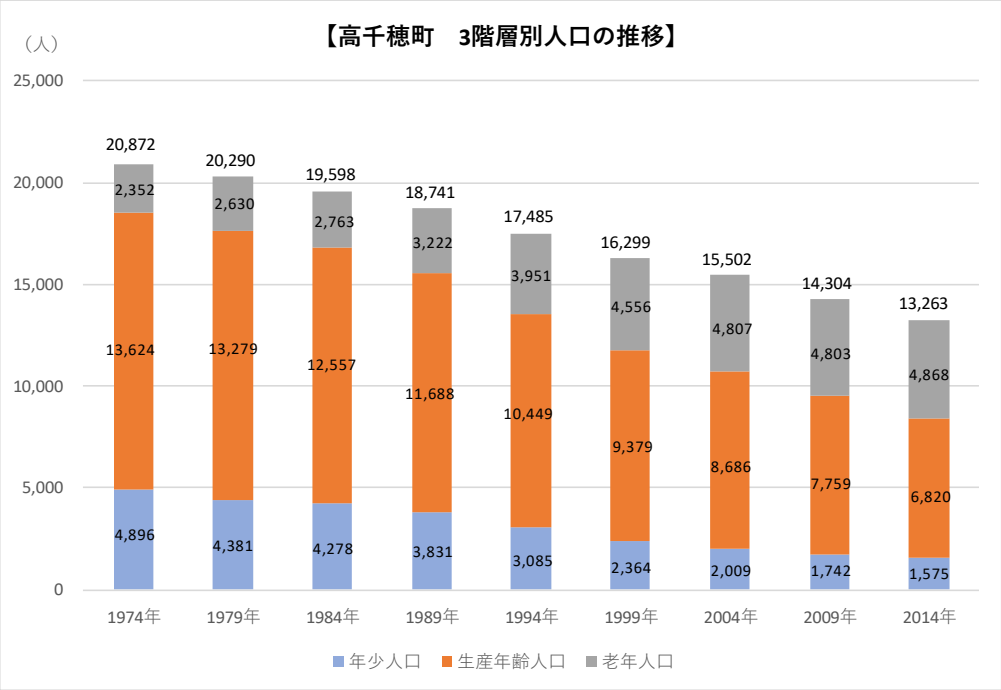

参考：高千穂町人口ビジョン（平成28年2月）

【本町の産業】

本町の産業別就業者数は、年々減少しており平成2015年では6,529人（平成22年増減率-7.9%）となっている。産業別の内訳では、第3次産業が最も多く、全体の59%、次いで第1次産業が25%、第2次産業が16%となっている。

産業別の特徴は、第1次産業が全体の25%であるが、全国の平均（4%）、宮崎県の平均（11%）と比べ、就業割合が多くなっている。ただし、第1次産業の減少率も県内で最も高い（2010増減率-18.9%）。また、第3次産業の大分類「宿泊業、飲食サービス業」の割合が県内で2番目となっている。

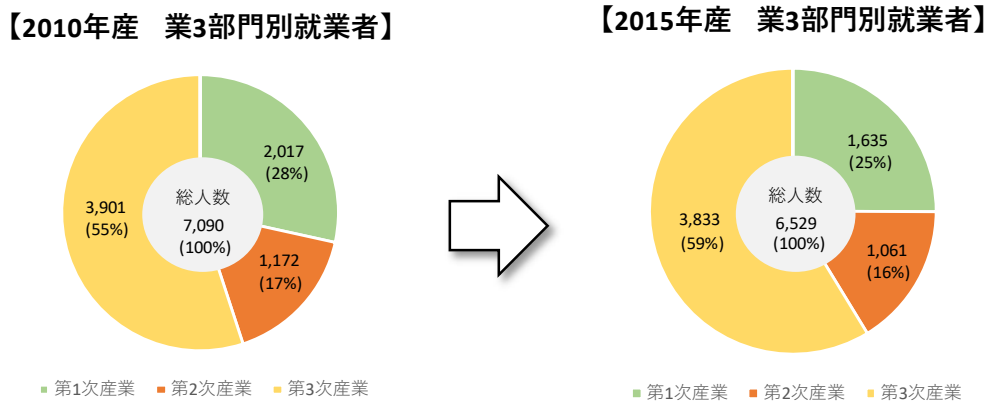

参考：平成27年国勢調査 宮崎県の概要

2．本町における過去の災害

（1）地震災害

本町で発生が予想される地震は、南海トラフ地震、日向灘のプレート境界地震、直下型地震（火山性、内陸の活断層）である。特に、南海トラフ地震は 30 年以内の地震発生率が 70%～80%に及ぶと推測されている。また、日向灘地震は過去の災害履歴からも分かる通り発生頻度が高い。

地震災害の主な記録

西暦及び元号	地震名	規模	種類	被害の概要
1662 年 （寛文 2 年）	外所地震	M7.6	日向灘	死者 200 人 家屋被害 3800 戸
1707 年 （宝永 4 年）	宝永地震	M8.4	南海トラフ	死者 4,900~20,000 人（全国） 家屋被害 410~13,418 戸 堤防破損 1200~69,588 間
1769 年 （明和 6 年）	日向灘地震	M7.4	日向灘	山崩れ数十ヶ所 家屋全壊（高千穂 13 棟） 橋梁損壊（高千穂 11 橋）
1854 年 （安政元年）	安政南海地震	M8.4	南海トラフ	死者 3,000 人越（全国） 家屋被害 70,000 戸以上
1909 年 （明治 42 年）	宮崎県 西部地震	M7.6	直下型	負傷者 3 人 家屋被害 5 戸
1931 年 （昭和 6 年）	日向灘地震	M7.1	日向灘	死者 1 人、負傷者 29 人 家屋被害 4 戸
1961 年 （昭和 36 年）	日向灘地震	M7.0	日向灘	死者 1 人 家屋被害 5 戸 崖崩れ（高千穂）
1968 年 （昭和 43 年）	えびの地震	M6.1	直下型	死者 3 人、負傷者 44 人 家屋被害 6642 戸 山腹崩壊 328 ヶ所
1968 年 （昭和 43 年）	日向灘地震	M7.5	日向灘	死者 1 人、負傷者 15~57 人 家屋被害 3 戸
1970 年 （昭和 45 年）	日向灘地震	M6.7	日向灘	負傷者 4~13 人 崖崩れ 6 ヶ所 道路崩壊 4 ヶ所
2016 年 （平成 28 年）	熊本地震	M7.3	直下型	負傷者 8 人 家屋被害 2 戸

（2）風水害・土砂災害

風水害や土砂災害の主となる誘因の一つとして台風が挙げられる。気象庁ＨＰによると、宮崎県では、昭和 26 年から令和元年までに 14 回上陸している。これは、全国で 6 番目の上陸回数であり、上陸及び接近数は年平均で 4.4 回（平成 22 年から令和元年の平均値）である。

風水害の主な記録

西暦及び元号	種　類	災害形態	被害の概要
1952 年 （昭和 27 年）	梅雨前線	崩壊	御塩井で地盤が緩み、約 400 坪が崩壊 五ヶ瀬川渓流の半分を埋没
1954 年 （昭和 29 年）	梅雨前線	崩壊	向山鶴の平 5 戸が原野崩壊のため埋没 死者 3 名、行方不明者 1 名。
1954 年 （昭和 29 年）	台風 5 号	崩壊	岩戸、登尾で山崩れ発生 上村堤防崩壊で死者 11 名、行方不明者 4 名
1972 年 （昭和 47 年）	台風 7 号 台風 9 号	土石流	田原川、河内川で土石流発生 死者 2 名、家屋全半壊 13 戸、小学校半壊 1 棟
1988 年 （昭和 63 年）	前線	土石流	西河内川で土石流発生 死者 1 名
1993 年 （平成 5 年）	梅雨前線 台風 7 号 台風 11 号	崩壊	幅 31m、高さ 29mの斜面崩壊。家屋流失・損壊 3 人生き埋め、内男性 1 人死亡
1999 年 （平成 11 年）	台風 7 号	崩壊	農地法面崩壊、死者 1 名
2005 年 （平成 17 年）	台風 14 号	崩壊 土石流	高千穂鉄道が廃線 土石流による家屋倒壊 死者 5 人
2011 年 （平成 23 年）	梅雨前線	崩壊	崖崩れによる道路災害（町道下押方片内線、遊歩道）

3. 本町に被害を及ぼすと想定される災害

（1）地震災害

宮崎県が想定する南海トラフ巨大地震（M9 クラスの地震）等に伴う被害想定では、本町における最大震度は 6 弱である。被害想定の内訳では、死傷者及び人的被害（死者数）は 0 人となっているが、交通施設被害や建物被害、さらにライフライン被害が想定されている。

【高千穂町の被害想定】

人的被害（死者数）	－
建物被害（全壊・半壊）	約 10 棟
避難者（1 週間後）	約 90 人
帰宅困難者	約 460 人
交通施設被害（道路）	約 10 箇所
ライフライン被害	
上水道（断水）	約 4,400 人
下水道（支障）	約 1,300 人
電力（停電）	約 2,600 軒
通信（固定電話不通）	約 830 回線

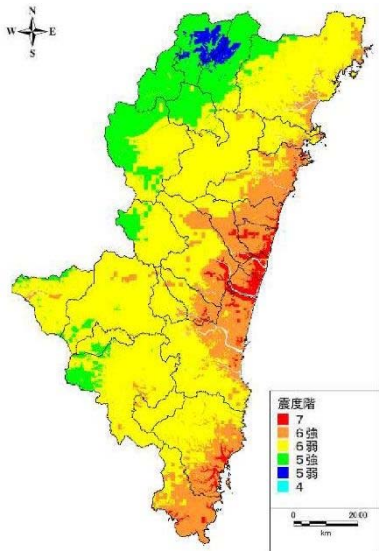

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和 2 年 3 月）

（2）風水害・土砂災害

本町は急峻な山地に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くある。そのため、出水期には台風等により毎年のように土砂災害が発生する。

現在の土砂災害警戒区域等指定箇所は 390 箇所あり、内訳は警戒区域が 389 箇所、特別警戒区域は 342 箇所にのぼる。また、保全対象人家が 5 戸以上のランク 1 を示す箇所の総数は 151 箇所、保全対象人家が 1 戸以上 5 戸未満のランク 2 を示す箇所の総数は 239 箇所となる。指定箇所の中には、小学校や公民館といった人が集まる施設を含む。

第２章　高千穂町の地域強靭化に向けた基本目標等

１．基本目標

高千穂町国土強靭化地域計画の基本目標は、国や県が掲げる「基本目標」を踏まえ、下記に示す４つの目標を設定した。

【基本目標】

① 人命の保護が最大限図られること
② 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 本町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

2．事前に備えるべき目標

国土強靭化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、下記に示す８つの目標を設定した。

【事前に備えるべき目標】

① 直接死を最大限防ぐ
② 救助・救援、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③ 必要不可欠な行政機能は確保する
④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

3. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

8つの事前に備えるべき目標に対し、本町の地域特性等を踏まえ、その妨げとなる31のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定した。

【施策分野】

①行政機能・消防・防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉
④物資・エネルギー・情報通信	⑤産業	⑥交通・物流
⑦農林水産	⑧国土保全	⑨環境

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	観光客を含む帰宅困難者の発生
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済の停滞
		5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食糧等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や燃料、ＬＰガスサプライチェーン等の機能停止
		6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生
		7-2	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
計		31	

第３章　脆弱性評価

１．想定するリスク

町民の生活に影響を及ぼすリスクとして、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、基本計画及び県地域計画の想定が大規模自然災害とされていること、宮崎県に甚大な被災をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があるとされていること等を踏まえ、本計画においては大規模自然災害を想定することとした。

2．脆弱性評価

31 個のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に対し、現時点で取り組んでいる施策を踏まえ、各施策の取組み状況や不足する施策の有無等の課題を整理し、脆弱性を総合的に分析・評価した。

リスクシナリオごとの脆弱性評価を下記に示す。なお、基本法第 17 条第 4 項に示す「施策分野ごとの脆弱性評価」については別紙 1 に示す。

----------直接死を最大限防ぐ----------

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【②住宅・都市】

- 本町における住宅の耐震化率は 66.86%であり、全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する必要がある。

- 本町が保有する公共施設（建築物）は 101 施設であり、耐震性能に劣る 1981 年以前に

建設された施設（旧耐震設計）が 3 割程度となる。学校教育系施設や公営住宅については補修工事等の耐震性の改善を実施済み又は実施中であるが、建設以降手を加えていない施設もある。それらについては適切なマネジメントを行い、今後の整備を検討する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【②住宅・都市】

- 住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係をつくるなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

1-3	台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

【⑧国土保全】

- 近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、河川改修の推進や継続的な水防活動を行う必要がある。

- 気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。

1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千

穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

【⑦農林水産】

- 人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。

【⑧国土保全】

- 山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区等における治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

- 本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険個所の指定促進（現状の指定率 69.4%）と土砂災害ハザードマップを用いた危険個所の周知を進めるとともに、急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく必要がある。

1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 全国瞬時警報システム（J アラート）や災害情報共有システム（L アラート）等、各種手

段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る必要がある。

- 【再掲】避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る必要がある。

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 【再掲】自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿は作成済みであるが、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。

【④物資・エネルギー・情報通信】

- 緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う必要がある。

【⑤産業】

- 本町では約 140 万人／年（H30 年観光統計）の観光客が訪れる。大規模地震等を想定した人命の保護を最大限図るためには、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。

----救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する----

2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【①行政機能・消防・防災教育】

- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、

支援を有効に機能させる必要がある。

- 大規模災害における活動拠点の拠点機能を発揮するために必要な資機材を整備しておく必要がある。

- 大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。

- 生活必需品の備蓄は町民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されることから、計画的な備蓄を進める必要がある。

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

【②住宅・都市】

- 「災害時に重要な拠点となる施設」に繋がる上水道管路については耐震化が完了している。しかし、耐用年数を超える管路が上水道施設で8.8%（5.8km）、簡易水道では正確な状況が把握されていないため、老朽化の更新に合わせた耐震管・耐震適合管への計画的な整備が必要である。

【③保健医療・福祉】

- 災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わる。災害時には病院機能を維持し、災害のフェーズに対して継ぎ目無く円滑に行われるよう、病院におけるBCP策定を推進する必要がある。また、現行の災害対応マニュアルについてはBCPの考え方に基づいた見直しを図る必要がある。

【⑥交通・物流】

- 大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【②住宅・都市】

- 過疎化や人口減少に伴う、住居区域の空洞化は地域コミュニティの衰退を招き、災害時の協力や災害後の復旧・復興活力が失われるおそれがある。また、過疎地域のほとんどが災害のおそれがある区域であり、災害時に孤立する可能性が高い。都市計画を行う上での防災・減災対策として、居住や都市の生活を支える機能（医療・福祉・商業、公共交通等）の誘導・再編による災害に強いまちづくりを行う必要がある。

- 地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【④物資・エネルギー・情報通信】

- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。

- 【再掲】緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う必要がある。

【⑥交通・物流】

- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルー

トを確保する必要がある。

2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【①行政機能・消防・防災教育】

- 消防体制の整備等を進めているが、引き続き施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。

- 【再掲】南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、被災地が広範囲に及ぶことから、消防援助隊、自衛隊・警察、災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要がある。

【⑥交通・物流】

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-4	観光客を含む帰宅困難者の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】生活必需品の備蓄は町民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで３日以上かかることが予想されることから、計画的な備蓄を進める必要がある。

【⑤産業】

- 【再掲】本町では約 140 万人／年（H30 年観光統計）の観光客が訪れる。大規模地震等を想定した人命の保護を最大限図るためには、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。

【⑥交通・物流】

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。

【②住宅・都市】

- 大規模災害時に緊急輸送道路等の沿道建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が円滑に実施できるよう訓練や研修会に参画する必要がある。また、現行の災害対応マニュアルについて適切な運用と必要に応じた見直しを図る必要がある。

- 【再掲】南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合、被災地が広範囲に及ぶことから、消防援助隊、自衛隊・警察、災害派遣医療チーム（DMAT）など関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要がある。

- 【再掲】災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わる。災害時には病院機能を維持し、災害のフェーズに対して継ぎ目無く円滑に行われるよう、病院における BCP 策定を推進する必要がある。また、現行の災害対応マニュアルについては BCP の考え方に基づいた見直しを図る必要がある。

【⑥交通・物流】

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【②住宅・都市】

- 町の下水道施設（処理場、主要な管渠等）はレベル 2 地震動に対応しているが、被災による下水道施設の機能停止は疫病・感染症の要因になるおそれがあるため、施設の適切な維持管理を推進する必要がある。また、高千穂町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から感染症予防や衛生対策を推進する必要がある。

2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

【①行政機能・消防・防災教育】

- 被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、避難所に配備している避難所運営マニュアルの運用と避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。

- 大規模災害により避難所が使用不能になる事態や町民の命を守るため、避難所施設の機能強化を図る必要がある。

- 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない事態が発生するおそれがある。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【②住宅・都市】

- 【再掲】地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても検討する必要がある。

- 本町における要配慮者の避難先である福祉避難所は、現在 3 箇所であり大規模災害などの長期にわたる避難所生活には対応できないおそれがあるため、福祉避難所の確保を推進する必要がある。

【④物資・エネルギー・情報通信】

- 【再掲】南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。本町では、災害時における特設公衆電話の設置のための通信回線及び電話機接続端子の設置を行っている。

- 【再掲】緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う必要がある。

----------必要不可欠な行政機能は確保する----------

3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【①行政機能・消防・防災教育】

- 高千穂町業務継続計画（BCP）の運用により、大規模災害が発生した場合の行政機能の維持を図る必要がある。また、必要に応じた BCP の見直しを行う必要がある。

- 大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。

- 大規模災害時には、本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る必要がある。

- 【再掲】南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。

- 【再掲】大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。

【②住宅・都市】

- 【再掲】本町が保有する公共施設（建築物）は 101 施設であり、耐震性能に劣る 1981 年以前に建設された施設（旧耐震設計）が 3 割程度となる。学校教育系施設や公営住宅については補修工事等の耐震性の改善を実施済み又は実施中であるが、建設以降手を加えていない施設もある。それらについては適切なマネジメントを行い、今後の整備を検討する必要がある。

----------必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する----------

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。

【②住宅・都市】

- 【再掲】大規模災害時に緊急輸送道路等の沿道建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【④物資・エネルギー・情報通信】

- 電力・通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。

- 情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電力・通信事業者との連携を図り、応急活動体制の整備を検討する必要がある。

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【①行政機能・消防・防災教育】

- 災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、防災行政無線をはじめとした情報提供手段の多様化を確実に推進する必要がある。

- 【再掲】全国瞬時警報システム（J アラート）や災害情報共有システム（L アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る必要がある。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

----------経済活動を機能不全に陥らせない----------

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済の停滞

【⑤産業】

- 大規模災害が発生した場合、多くの企業が倒産や事業の縮小などに追い込まれるおそれがある。また、直接の地震被害を受けていない会社でも、サプライチェーンの影響を受ける等の二次的被害も想定される。企業の BCP 策定は災害後の復旧・復興に大きく影響するため、特に資本の小さい中小企業については BCP 策定を促進する必要がある。

- 被災による企業の復旧・復興の遅れは地域の衰退に繋がるおそれがある。被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携した取組みが必要である。

【⑥交通・物流】

- 本町にアクセスする緊急輸送道路は、一般国道では国道 218 号及び国道 325 号、主要地方道では竹田五ケ瀬線となっている。また、高速道路については国による整備が進められており、未開通の事業区間の早期完成を要望していく必要がある。

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬す

る車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

【②住宅・都市】

- 【再掲】大規模災害時に緊急輸送道路等の沿道建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【⑥交通・物流】

- 【再掲】本町にアクセスする緊急輸送道路は、一般国道では国道 218 号及び国道 325 号、主要地方道では竹田五ケ瀬線となっている。また、高速道路については国による整備が進められており、未開通の事業区間の早期完成を要望していく必要がある。

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

5-3	食糧等の安定供給の停滞

【⑤産業】

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者等における連携・協力体制について検討する必要がある。

【⑥交通・物流】

- 緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。

【⑦農林水産】

- 本町の基幹産業である第 1 次産業の被災は、地域の衰退や食糧供給の停滞に繋がるおそ

れがある。災害時においても経済活動が継続されるよう産業基盤の強化が必要である。

- 【再掲】人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。

--ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧--

6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や燃料、ＬＰガスサプライチェーン等の機能停止

【④物資・エネルギー・情報通信】

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。

【⑤産業】

- 【再掲】大規模災害が発生した場合、多くの企業が倒産や事業の縮小などに追い込まれるおそれがある。また、直接の地震被害を受けていない会社でも、サプライチェーンの影響を受ける等の二次的被害も想定される。企業の BCP 策定は災害後の復旧・復興に大きく影響するため、特に資本の小さい中小企業については BCP 策定を促進する必要がある。

6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止

【②住宅・都市】

- 【再掲】「災害時に重要な拠点となる施設」に繋がる上水道管路については耐震化が完了している。しかし、耐用年数を超える管路が上水道施設で 8.8%（5.8km）、簡易水道では正確な状況が把握されていないため、老朽化の更新に合わせた耐震管・耐震適合管への計画的な整備が必要である。

【⑧国土保全】

- 限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【②住宅・都市】

- 【再掲】町の下水道施設（処理場、主要な管渠等）はレベル 2 地震動に対応しているが、被災による下水道施設の機能停止は疫病・感染症の要因になるおそれがあるため、施設の適切な維持管理を推進する必要がある。また、高千穂町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。

【⑦環境】

- 大規模災害による、し尿処理施設（西臼杵衛生センター）が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、災害時のし尿処理体制を構築する必要がある。

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

【②住宅・都市】

- 【再掲】大規模災害時に緊急輸送道路等の沿道建築物が倒壊した場合、通行障害による救助、救急、支援の遅延や途絶のおそれがある。大規模地震に対応する耐震化が進んでいない沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

【⑥交通・物流】

- 【再掲】山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策が必要である。

----------制御不能な複合災害・二次災害を発生させない----------

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】大規模災害においては、町民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、町民の備えや防災意識は低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【②住宅・都市】

- 避難場所に指定された公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。

- 【再掲】住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。

7-2	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【⑦農林水産】

- 【再掲】人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。

【⑧国土保全】

- 【再掲】山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区等における治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

7-3	有害物質の大規模拡散・流出

【⑤産業】

- 地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

【⑦環境】

- 大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、

平時から県などの関係機関と連携を強化し体制を構築する必要がある。

7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃

【②住宅・都市】

- 【再掲】地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【⑦農林水産】

- 適切に施業が行われていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障をきたすおそれがある。このため、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

- 農林業被害（鳥獣等）による耕作放棄地の発生など、農地や農林の多面的機能の低下が懸念されるため、総合的な対策を推進する必要がある。

- 【再掲】本町の基幹産業である第 1 次産業の被災は、地域の衰退や食糧供給の停滞に繋がるおそれがある。災害時においても経済活動が継続されるよう産業基盤の強化が必要である。

- 【再掲】人命・財産への影響のあるため池における「ため池ハザードマップ」の作成を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。

7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【⑤産業】

- 災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客への対策として、ホテル・交通等の県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。

----------社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する----------

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【⑥交通・物流】

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

【⑦環境】

- 南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 4 月に策定した「西臼杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実施計画」に基づき、近隣自治体及び廃棄物関係団等と相互協力を図り、迅速な処理体制の構築・維持をしていく必要がある。

8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】大規模災害発生時には、応急対策業務等により庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。応援協定等による支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側・受援側である関係機関との連携や応援・受援体制の充実が必要である。

【②住宅・都市】

- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の要請を確実に行う必要がある。

- 【再掲】地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【⑥交通・物流】

- 【再掲】大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【①行政機能・消防・防災教育】

- 【再掲】大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切である。本町における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を促進する必要がある。

【②住宅・都市】

- 大規模災害の発生に備え、仮設住宅の建設候補地を確保する必要がある。

- 【再掲】地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指す必要がある。

【⑧国土保全】

- 本町における地籍調査の進捗状況は 9 割程度であるが、災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、未調査地域の地籍調査を推進する必要がある。

8-4	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

【①行政機能・消防・防災教育】

- 罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながる。本町において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、発行体制の整備に加え、他の市町村や県による応援の受入体制構築を図る必要がある。

【②住宅・都市】

- 【再掲】大規模災害の発生に備え、災害時の応急仮設住宅を確保する必要がある。

【③保健医療・福祉】

- 被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施する必要がある。

第４章　　地域強靭化の推進方針

1．強靭化を推進する上での基本的な方針

地域強靭化に取組んでいくにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靭な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

【強靭化の取組み姿勢】

- 本町の強靭化を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し取組みを推進する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組を推進する。
- 地域間連携の強化による相互応援体制の構築を推進する。

【適切な施策の組み合わせ】

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫する。

【効率的な施策の推進】

- 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

2. リスクシナリオごとの強靭化の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針一覧を下記に示す。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針	所管する組織	ページ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化	建設課	37
		公共施設の耐震化	建設課	
		町民の防災意識の啓発	総務課	
		自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		避難行動要支援者対策の推進	福祉保険課	
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	住宅の火災予防対策	総務課	38
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		【再】避難行動要支援者対策の推進	福祉保険課	
	1-3 台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生	河川改修事業の推進と水防活動の実施	建設課	39-40
		避難情報の的確な発令	総務課	
		水防災意識社会の再構築	総務課、建設課	
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		【再】避難行動要支援者対策の推進	福祉保険課	
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	治山事業の推進	農林振興課	41-42
		土砂災害危険個所の周知と対策	総務課、建設課	
		農業用ため池の防災対策	農地整備課	
		【再】避難情報の的確な発令	総務課	
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		【再】避難行動要支援者対策の推進	福祉保険課	
	1-5 情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化	総務課	43-44
		携帯電話エリア整備	企画観光課	
		旅行者等への防災対策	企画観光課	
		【再】：避難情報の的確な発令	総務課	
		【再】：町民の防災意識の啓発	総務課	
		【再】：自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		【再】：避難行動要支援者対策の推進	福祉保険課	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	医療 BCP の策定	高千穂病院	45-46
		上水道施設等の耐震化	上下水道課	
		支援の受け入れ体制の構築	総務課	
		災害時の活動拠点の整備	総務課	
		自治体間の応援体制の構築	総務課	
		食料・飲料水等の備蓄体制の構築	総務課	
		緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
		【再】：町民の防災意識の啓発	総務課	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針	所管する組織	ページ
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	道路の整備と防災対策	建設課、農地整備課、農林振興課	47-48
		コンパクトシティの推進	建設課	
		中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農地整備課、農林振興課	
		避難施設における通信整備の確保	総務課	
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		【再】携帯電話エリア整備	企画観光課	
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防の強化と充実	総務課	49
		DMAT 受入の体制整備	高千穂病院	
		【再】支援の受け入れ体制の構築	総務課	
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	2-4 観光客を含む帰宅困難者の発生	【再】食料・飲料水等の備蓄体制の構築	総務課	50
		【再】旅行者等への防災対策	企画観光課	
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	沿道建築物の耐震化	建設課	51-52
		災害時の医療体制整備	高千穂病院	
		【再】DMAT 受入の体制整備	高千穂病院	
		【再】医療 BCP の策定	高千穂病院	
		【再】支援の受け入れ体制の構築	総務課	
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用	上下水道課	53
		被災地における感染症予防・衛生対策	保健センター、町民生活課	
	2-7 避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	避難所における生活環境の改善	総務課	54-55
		避難所の機能強化	総務課	
		広域避難対策	総務課	
		避難者の健康対策	保健センター	
		福祉避難所の整備	福祉保険課	
		【再】避難施設における通信整備の確保	総務課	
		【再】携帯電話エリア整備	企画観光課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農地整備課、農林振興課	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	高千穂町 BCP の運用・見直し	総務課	56
		電力供給遮断時の電力確保	総務課	
		県災害対策本部体制と連携強化	総務課	
		【再】公共施設の耐震化	建設課	
		【再】支援の受け入れ体制の構築	総務課	
		【再】自治体間の応援体制の構築	総務課	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針	所管する組織	ページ
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	電力・通信事業者における災害対策	総務課	57
		情報インフラの確保対策	総務課	
		【再】電力供給遮断時の電力確保	総務課	
		【再】沿道建築物の耐震化	建設課	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	同報系防災行政無線の整備	総務課	58
		【再】災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化	総務課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済の停滞	高速道路整備の促進	建設課	59
		企業の BCP 策定の促進	総務課	
		被災中小企業等の再建支援	総務課	
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	5-2 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	【再】：高速道路整備の促進	建設課	60
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
		【再】：沿道建築物の耐震化	建設課	
	5-3 食糧等の安定供給の停滞	備蓄物資の救急体制の強化	総務課	61
		緊急輸送等のための交通インフラの確保	建設課、農地整備課、農林振興課	
		農地農業用施設の保全	農地整備課	
		【再】農業用ため池等の防災対策	農地整備課	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワークや燃料、ＬＰガスサプライチェーン等の機能停止	再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰの導入・促進	総務課、農地整備課	62
		【再】企業の BCP 策定の促進	総務課	
	6-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止	健全な水環境の維持・回復	農地整備課	62
		【再】水道施設等の耐震化	上下水道課	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	【再】：汚水処理施設の対策、合併処理浄化槽の設置推進	町民生活課	63
		【再】：下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用	上下水道課	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	【再】道路の整備と防災対策	建設課、農地整備課、農林振興課	64
		【再】沿道建築物の耐震化	建設課	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生	避難場所に指定された公園等の整備促進	建設課	65
		【再】住宅の火災予防対策	総務課	
		【再】町民の防災意識の啓発	総務課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
	7-2 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	【再】治山事業の推進	農林振興課	66
		【再】農業用ため池等の防災対策	農地整備課	
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保	総務課	66
		有害物質拡散・流出の防止対策	町民生活課	
	7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃	森林整備の推進	農林振興課	67
		鳥獣被害防止対策の推進	農林振興課	
		【再】農地農業用施設の保全	農地整備課	
		【再】農業用ため池等の防災対策	農地整備課	
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農地整備課、農林振興課	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	推進方針	所管する組織	ページ
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	観光客誘致対策	企画観光課	68
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理の体制整備	町民生活課	69
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	8-2 道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築	総務課	70
		【再】自治体間の応援体制の構築	総務課	
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農地整備課、農林振興課	
		【再】緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	建設課	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	民生委員・児童委員の確保	福祉保険課	71
		地籍調査の推進	税務課	
		応急仮設住宅供給体制の充実	建設課	
		【再】中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化	農地整備課、農林振興課	
		【再】自主防災組織等の活性化促進	総務課	
	8-4 住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	罹災証明公布体制の確立	総務課	72
		被災者の生活再建支援	福祉保険課	
		【再】応急仮設住宅供給体制の充実	建設課	

----------直接死を最大限防ぐ----------

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化【建設課】

高千穂町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、耐震性が不足していると見込まれる住宅や建築物に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）等による耐震化を推進する。

公共施設の耐震化【建設課】

老朽化が進む公営住宅に関しては「高千穂町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建て替えを行う（公営住宅等整備事業の促進)。また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、適切なマネジメントを行い検討していく。

町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

避難行動要支援者対策の推進【福祉保険課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組みを推進していく。

指　標	現状値	目標値
防災訓練の回数	1 回／年	継続
住宅の耐震化率	66.86%	－
消防団員数	478 名	530 名
公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

住宅の火災予防対策【総務課】

住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：避難行動要支援者対策の推進【福祉保険課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組みを推進していく。

指　標	現状値	目標値
火災による死者数	0 名（2019 年）	継続
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続
【再掲 1-1】消防団員数	478 名	530 名
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

1-3	台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生

河川改修事業の推進と水防活動の実施【建設課】

近年の気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあるため、確実かつ継続的な水防活動の実施と、必要性・緊急性を総合的に判断しながら河川改修等を推進する。また、宮崎県が示す五ケ瀬川洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

避難情報の的確な発令【総務課】

避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため､「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

水防災意識社会の再構築【総務課、建設課】

気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県と連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により､市町村における自主防災組織の育成･活性化を支援する。

再掲：避難行動要支援者対策の推進【福祉保険課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組みを推進していく。

指　標	現状値	目標値
洪水ハザードマップ作成	未作成	2021 年まで
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

治山事業の推進【農林振興課】

山地災害危険地区に指定されている森林においては、危険地区の解消を図るため、県等と連携した治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図る。

土砂災害危険個所の周知と対策【総務課、建設課】

本町は山間地が多く、土砂災害危険箇所も数多く抱えることから、土砂災害危険個所の指定促進（現状の指定率 69.4%）と土砂災害ハザードマップを用いた危険個所の周知を進める。また、危険個所の解消を図るため、県と連携した急傾斜地崩壊対策や土砂災害防止対策を推進していく。

農業用ため池の防災対策【農地整備課】

人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。

再掲：避難情報の的確な発令【総務課】

避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：避難行動要支援者対策の推進【福祉保険課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避

難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組みを推進していく。

指　標	現状値	目標値
急傾斜・土砂災害防止対策の実施	0／1（箇所）	1／1 （2024 年まで）
土砂災害危険個所の指定率	69.4%	－
ため池ハザードマップ作成	未作成	2021 年度まで
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化【総務課】

全国瞬時警報システム（J アラート）や災害情報共有システム（L アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る。

携帯電話エリア整備【企画観光課】

緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、県や通信事業者と連携し携帯電話のエリア整備を検討していく。

旅行者等への防災対策【企画観光課】

観光客の安全を確保するために、関係事業者と連携し、観光客の安全対策等の意識啓発を図るとともに、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなどの検討を行っていく。

再掲：避難情報の的確な発令【総務課】

避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「高千穂町地域防災計画」に示す発令基準を順守するとともに、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：避難行動要支援者対策の推進【福祉保険課】

避難行動要支援者の名簿の適切な更新と運用を行うとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいた取組みを推進していく。

指　標	現状値	目標値
防災行政無線のデジタル化	実施中	2022 年度まで
携帯電話のエリア整備	検討中	－
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

----救助・救急、医療活動を迅速に行い、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する----

2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

医療 BCP の策定【高千穂病院】

災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院における BCP 策定を推進する。また、現行の災害対応マニュアルについては BCP の考え方に基づいた見直しを図る。

上水道施設等の耐震化【上下水道課】

「災害時に重要な拠点となる施設」に繋がる上水道管路については耐震化が完了しており、今後は、適切な維持管理を推進する。また、耐用年数 40 年以上の老朽管の更新に合わせて耐震管・耐震適合管への計画的な整備を推進する。

支援の受け入れ体制の構築【総務課】

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。

災害時の活動拠点の整備【総務課】

災害時の活動拠点である庁舎、病院、診療所、公民館等の機能強化を図るため、必要な資機材等の配備を行う。

自治体間の応援体制の構築【総務課】

地方自治体、国の地方支分部局、電力・通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。また、県内において、津波災害を受ける沿岸市町と連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築を推進する。

食料・飲料水等の備蓄体制の構築【総務課】

防災拠点である避難所、公的施設や備蓄倉庫で食料・飲料水の公的備蓄に努めるとともに、県と連携した計画的な備蓄を推進する。また、住民が各家庭や職場で、平常時から 3 日分相当の食糧、飲料水、生活必需品物資を備蓄して、非常時に備えるよう、自主防災組織や公民館長を通じて啓発する。

緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づい

た緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

指　標	現状値	目標値
病院ＢＣＰの策定	検討中	－
病院の災害対応マニュアル見直し	見直し中	2020 年度まで
上水道の老朽管更新による有効率	74%	84.6%以上 （2023 年まで）
受援計画の策定	検討中	－
備蓄量の確認と備蓄	1 回／年	継続
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

道路の整備と防災対策【建設課、農地整備課、農林振興課】

山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を推進する。また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努める。

コンパクトシティの推進【建設課】

居住や都市の生活を支える機能の誘導や災害のおそれがある区域からの誘導を行い、災害に強いまちづくりを推進するための、立地適正化計画及び都市計画マスタープランを策定する。

中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農地整備課、農林振興課】

中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援を行う。

避難施設における通信整備の確保【総務課】

通信事業者の協定により、災害時における特設公衆電話利用のための通信回線及び電話機接続端子の設置を行っている。災害時の運用を確実に行えるよう定期的な通話試験や回線試験の実施を行う。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：携帯電話エリア整備【企画観光課】

緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、県や通信事業者と連携し携帯電話のエリア整備を検討していく。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

指　標	現状値	目標値
立地適正化計画の策定	未策定	2022 年度まで
町道の整備	0／30（路線）	12／30 （2025 年度まで）
農道の整備	0／1（路線）	1／1 （2020 年度まで）
林道の整備	0／6（路線）	6／6 （2024 年度まで）
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防の強化と充実【総務課】

消防体制の強化を図るための、施設設備等の整備、消防団員の確保を行う。また、防災関係機関と相互に連携を保ちながら、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施する。

DMAT 受入の体制整備【高千穂病院】

災害時に迅速かつ適切な医療・救護を行うため、関係機関（特に県北中核病院の県立延岡病院）と連携を行い、災害派遣医療チーム（DMAT）受入のための体制を整える。また、DMAT 要請のために用いる広域災害救急医療情報システム（EMIS）の研修会・講習会の参画により、EMIS の円滑な活用を図る。

再掲：支援の受け入れ体制の構築【総務課】

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

指　標	現状値	目標値
消防団員の防災訓練	3 回／年	継続
【再掲 1-1】消防団員数	478 名	530 名
【再掲 1-1】受援計画の策定	検討中	－

2-4	観光客を含む帰宅困難者の発生

再掲：食料・飲料水等の備蓄体制の構築【総務課】

防災拠点である避難所、公的施設や備蓄倉庫で食料・飲料水の公的備蓄に努めるとともに、県と連携した計画的な備蓄を推進する。また、住民が各家庭や職場で、平常時から 3 日分相当の食糧、飲料水、生活必需品物資を備蓄して、非常時に備えるよう、自主防災組織や公民館長を通じて啓発する。

再掲：旅行者等への防災対策【企画観光課】

観光客の安全を確保するために、関係事業者と連携し、観光客の安全対策等の意識啓発を図るとともに、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなどの検討を行っていく。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

指　標	現状値	目標値
【再掲 2-1】備蓄量の確認と備蓄	1 回／年	継続

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

沿道建築物の耐震化【建設課】

沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける。

災害時の医療体制整備【高千穂病院】

災害発生時に広域災害救急医療情報システム（EMIS）での円滑な入力・情報共有が図られるよう、職員や医療施設の関係者を対象にした研修会へ参画する。また、現行の災害対応マニュアルについて適切な運用と必要に応じた見直しを図る。

再掲：DMAT 受入の体制整備【高千穂病院】

災害時に迅速かつ適切な医療・救護を行うため、関係機関（特に県北中核病院の県立延岡病院）と連携を行い、災害派遣医療チーム（DMAT）受入のための体制を整える。また、DMAT 要請のために用いる広域災害救急医療情報システム（EMIS）の研修会・講習会の参画により、EMIS の円滑な活用を図る。

再掲：医療 BCP の策定【高千穂病院】

災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院における BCP 策定を推進する。また、現行の災害対応マニュアルについては BCP の考え方に基づいた見直しを図る。

再掲：支援の受け入れ体制の構築【総務課】

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

指　標	現状値	目標値
【再掲 2-1】病院ＢＣＰの策定	検討中	－
【再掲 2-1】災害対応マニュアル見直し	見直し中	2020 年度まで
【再掲 2-1】受援計画の策定	検討中	－

2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用【上下水道課】

下水道施設（処理場、主要な管渠等）の適切な維持管理と老朽化対策を行う。また、高千穂町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する。

被災地における感染症予防・衛生対策【保健センター、町民生活課】

避難所における感染症発生防止のため、被災者の感染症予防及び消毒や害虫駆除においては平時に加え災害発生時により迅速に実施できる体制を構築する。また生活ごみやし尿の適正処理について、西臼杵広域行政事務組合と連携を図って迅速に対応し、感染症の発生・蔓延防止に努める。

2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

避難所における生活環境の改善【総務課】

避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、住民と連携した取組を推進する。

避難所の機能強化【総務課】

大規模災害における避難所の確保及び町民の命を守るため、避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の老朽化対策及び機能強化を促進する。

広域避難対策【総務課】

大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを回避するため、県外・県内市町村と交わした協定等を基に、防災訓練、避難訓練を通じ連携体制・避難体制を強化する。

避難者の健康対策【保健センター】

避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の避難者の健康対策についても、県、民間団体、ボランティア等との連携による避難者の把握方法及び支援方法について検討を進める。

福祉避難所の整備【福祉保険課】

一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所増設（公共施設を含めた複合施設）の検討を進める。

再掲：避難施設における通信整備の確保【総務課】

通信事業社との協定により、災害時における特設公衆電話利用のための通信回線及び電話機接続端子の設置を行っている。災害時の運用を確実に行えるよう定期的な通話試験や回線試験の実施を行う。

再掲：携帯電話エリア整備【企画観光課】

緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、県や通信事業者と連携し携帯電話のエリア整備を検討していく。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、

地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農地整備課、農林振興課】

中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

指　標	現状値	目標値
福祉避難所の増設	検討中	－
特設公衆電話の通話試験・回線試験	1 回／年	継続
【再掲 1-5】携帯電話のエリア整備	検討中	－
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

----------必要不可欠な行政機能は確保する----------

3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

高千穂町 BCP の運用・見直し【総務課】

平成 31 年 3 月に策定した高千穂町業務継続計画（BCP)について、毎年度の適切な進捗管理や訓練の実施を図り、必要に応じて内容の見直し行う。

電力供給遮断時の電力確保【総務課】

災害時に必要な庁舎の非常用電源設備については整備済みであるが、設備の建屋については耐震性が確認されていない。建屋の耐震診断を行うとともに、診断結果を踏まえた整備等を検討していく。

県災害対策本部と連携強化【総務課】

大規模災害時には、本町の被災情報と物的ニーズを県災害対策本部に迅速かつ確実に報告する必要があり、県と連携した情報共有の推進を図る。

再掲：公共施設の耐震化【建設課】

老朽化が進む公営住宅に関しては「高千穂町公営住宅長寿命化計画」に基づいた補修工事や建て替えを行う（公営住宅等整備事業の促進)。また、建設以降手を加えていない公共施設に関しては、整備費用が大きくなることが予想されるため、適切なマネジメントを行い検討していく。

再掲：支援の受け入れ体制の構築【総務課】

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させる必要がある。県が示す「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえた受援計画の策定を推進する。

再掲：自治体間の応援体制の構築【総務課】

地方自治体、国の地方支分部局、電力・通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。また、県内において、津波災害を受ける沿岸市町と連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築を推進する。

指　標	現状値	目標値
高千穂町 BCP の見直し	策定済み	2021 年度まで
建屋（非常用電源設備）の耐震診断	未診断	2020 年度まで
【再掲 2-1】受援計画の策定	検討中	－

----------必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する----------

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

電力・通信事業者における災害対策【総務課】

電力・通信事業者等における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。

情報インフラの確保対策【総務課】

国、県、電力・通信事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Ｌアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。

再掲：電力供給遮断時の電力確保【総務課】

災害時に必要な庁舎の非常用電源設備については整備済みであるが、設備の建屋については耐震性が確認されていない。建屋の耐震診断を行うとともに、診断結果を踏まえた整備等を検討していく。

再掲：沿道建築物の耐震化【建設課】

沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。

指　標	現状値	目標値
【再掲 2-1】 建屋（非常用電源設備）の耐震診断	未診断	2020 年度まで

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

同報系防災行政無線の整備【総務課】

災害発生時に確実な情報伝達が行われるよう、情報提供手段の多様化（双方向通信、複数チャンネル化、画像・文字情報の通信、他のシステムとの連動）を図るため、同報系防災行政無線のアナログ方式からデジタル方式へ向けた整備を推進する。

再掲：災害情報の迅速・適格な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化【総務課】

全国瞬時警報システム（J アラート）や災害情報共有システム（L アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。また、防災行政無線のデジタル化へ向けた整備を図る。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

指　標	現状値	目標値
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56
【再掲 1-5】防災行政無線のデジタル化	実施中	2022 年度まで

----------経済活動を機能不全に陥らせない----------

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済の停滞

高速道路整備の促進【建設課】

東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備は、災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保にも期待できる。東九州自動車道は、物流の効率化と安全性を高める観点から暫定二車線区間の四車線化と、九州中央自動車道は、東西軸の強化のためにも事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。

企業の BCP 策定の促進【総務課】

県の取組みを通じて、BCP 周知のためのセミナーや BCP 策定に基づく中小企業に対する金融支援により、企業ＢＣＰ策定の促進を図る。

被災中小企業等の再建支援【総務課】

被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう、県や関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

指　標	現状値	目標値
東九州自動車道の開通率	83%	100%
九州中央自動車道の開通率	30%	100%

5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

再掲：高速道路整備の促進【建設課】

東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備は、災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保にも期待できる。東九州自動車道は、物流の効率化と安全性を高める観点から暫定二車線区間の四車線化と、九州中央自動車道は、東西軸の強化のためにも事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携した啓開体制の構築を推進する。

再掲：沿道建築物の耐震化【建設課】

沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。

指　標	現状値	目標値
東九州自動車道の開通率	83%	100%
九州中央自動車道の開通率	30%	100%

5-3	食糧等の安定供給の停滞

備蓄物資の救急体制の強化【総務課】

町備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、県と連携し、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）との協力体制の強化を推進する。

緊急輸送等のための交通インフラの確保【建設課、農地整備課、農林振興課】

緊急輸送道路の代替輸送や地域への食糧等の供給手段として、町道・農道・林道は社会基盤上重要な施設である。高規格幹線道路などへアクセス可能な道路や町内交通ネットワーク上の重要な道路について整備と適正な保全対策を推進する。

農地農業用施設の保全【農地整備課】

本町の基幹産業である農業に関して、災害時の被害軽減や経済活動が継続されるよう農地農業用施設の整備を推進する。

再掲：農業用ため池等の防災対策【農地整備課】

人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。

指　標	現状値	目標値
農業用施設整備	0／3（地区）	3／3 （2025 年度まで）
【再掲 2-2】 町道の整備	0／30（路線）	12／30 （2025 年度まで）
【再掲 2-2】 農道の整備	0／1（路線）	1／1 （2020 年度まで）
【再掲 2-2】 林道の整備	0／6（路線）	6／6 （2024 年度まで）
【再掲 1-4】ため池ハザードマップ作成	未作成	2021 年度まで

--ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め、早期に復旧--

6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や燃料、ＬＰガスサプライチェーン等の機能停止

再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰの導入・促進【総務課、農地整備課】

防災拠点等におけるエネルギー供給源の多様化のため、小水力発電事業を検討する。また、再生可能エネルギー発電（太陽光発電設備）に取り組む中小企業等に対して、県の取組みを通じた導入支援を行う。

再掲：企業の BCP 策定の促進【総務課】

県の取組みを通じて、BCP 周知のためのセミナーや BCP 策定に基づく中小企業者に対する金融支援により、企業ＢＣＰ策定の促進を図る。

指　標	現状値	目標値
小水力発電	計画中	2023 年度まで

6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止

健全な水環境の維持・回復【農地整備課】

豊かな水資源を保全するため、県と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。
水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、県及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。

再掲：上水道施設等の耐震化【上下水道課】

「災害時に重要な拠点となる施設」に繋がる上水道管路については耐震化が完了しており、今後は、適切な維持管理を推進する。また、耐用年数 40 年以上の老朽管の更新に合わせて耐震管・耐震適合管への計画的な整備を推進する。

指　標	現状値	目標値
【再掲 2-1】 上水道の老朽管更新による有効率	74%	84.6%以上 （2023 年まで）

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

汚水処理施設の対策、合併処理浄化槽の設置推進【町民生活課】

大規模災害による、し尿処理施設（西臼杵衛生センター）が被災した場合、収集の遅れや施設の処理の停滞などが想定されるため、近隣自治体や事業所などの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る。また、補助金制度を活用した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進する。

再掲：下水道施設の維持管理と下水道 BCP の運用【上下水道課】

下水道施設（処理場、主要な管渠等）の適切な維持管理と老朽化対策を行う。また、高千穂町下水道 BCP に基づく防災訓練を実施し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策を推進する。

指　標	現状値	目標値
合併処理浄化槽への転換	13 件／年	22 件／年

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態

再掲：道路の整備と防災対策【建設課、農地整備課、農林振興課】

山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、町道・農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、地域交通ネットワークとしての整備と適正な保全対策を推進する。また、道路の被災が予想される箇所の定期的な巡視パトロールを実施し、実態の把握に努める。

再掲：沿道建築物の耐震化【建設課】

沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、県と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。

指　標	現状値	目標値
【再掲 2-2】 町道の整備	0／30（路線）	12／30 （2025 年度まで）
【再掲 2-2】 農道の整備	0／1（路線）	1／1 （2020 年度まで）
【再掲 2-2】 林道の整備	0／6（路線）	6／6 （2024 年度まで）

----------制御不能な複合災害・二次災害を発生させない----------

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生

避難場所に指定された公園等の整備推進【建設課】

避難場所に指定された公園における、施設の計画的な更新・補修を行う。

再掲：住宅の火災予防対策【総務課】

住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。

再掲：町民の防災意識の啓発【総務課】

大規模災害において、町民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、関係機関と連携しながら、訓練等の防災イベントを行う。また、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用し、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

指　標	現状値	目標値
【再掲 1-1】防災訓練の回数	1 回／年	継続
【再掲 1-1】消防団員数	478 名	530 名
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

7-2	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

再掲：治山事業の推進【農林振興課】

山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るため、県等と連携した治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図る。

再掲：農業用ため池等の防災対策【農地整備課】

人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。

指　標	現状値	目標値
【再掲 1-4】ため池ハザードマップ作成	未作成	2021 年度まで

7-3	有害物質の大規模拡散・流出

危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保【総務課】

消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、関係事業者等と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。

有害物質拡散・流出の防止対策【町民生活課】

大規模自然災害による有害物質の拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、平時から県などの関係機関との連携を強化し体制を構築する。

指　標	現状値	目標値
危険物施設への立入検査	9 件/年	継続

7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃

森林整備の推進【農林振興課】

本町では、地区毎に経営管理権集積計画を行い、森林の公益的機能の発揮に支障を起こすおそれのある間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進している。引き続き、所有者が不明な森林等の改善と森林整備を推進するため、経営管理権集積計画の適切な見直しを図る。

鳥獣被害防止対策の推進【農林振興課】

有害鳥獣からの被害軽減にむけて、猟友会等と連携を図りながら、各地域におけるソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。

再掲：農地農業用施設の保全【農地整備課】

本町の基幹産業である農業に関して、災害時の被災軽減や経済活動が継続されるよう農地農業用施設の整備を推進する。

再掲：農業用ため池等の防災対策【農地整備課】

人命・財産への影響のあるため池に対して、県と連携した調査・点検を推進するとともに「ため池ハザードマップ」の作成を行う。また、「ため池ハザードマップ」を用いた近隣住民への周知と決壊の恐れのあるため池の整備を推進する。

再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農地整備課、農林振興課】

中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

指　標	現状値	目標値
経営管理権集積計画の見直し	策定済み	2022 年度まで
【再掲 5-3】 農業用施設整備	0／3（地区）	3／3 （2025 年度まで）
【再掲 1-4】ため池ハザードマップ作成	未作成	2021 年度まで

7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

観光客誘致対策【企画観光課】

災害後の安全性への不安により旅行等を控える観光客対策として、県や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、正確な情報の発信やプロモーションを行う。

----------社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する----------

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理の体制整備【町民生活課】

高千穂町地域防災計画及び西臼杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物等の適正処理について西臼杵広域行政事務組合と連携を図り、災害時の環境衛生の保全と早期の復興に努める。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。

指　標	現状値	目標値
災害廃棄物処理計画の見直し	見直し中	2020 年度まで

8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

被災建築物応急危険度判定士等の要請体制の構築【総務課】

大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の要請について、円滑かつ迅速に要請ができるよう体制を構築する。

再掲：自治体間の応援体制の構築【総務課】

地方自治体、国の地方支分部局、電力・通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。また、県内において、津波災害を受ける沿岸市町と連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築を推進する。

再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農地整備課、農林振興課】

中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

再掲：緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【建設課】

宮崎県が策定する「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいた緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・県・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

民生委員・児童委員の確保【福祉保険課】

突発的な災害による民生委員・児童委員の不足の事態を解消するため、県が示す「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」に基づく、民生委員・児童委員の適正な配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。

地籍調査の推進【税務課】

円滑な復旧・復興を行うため、年次計画に基づいた未調査地域の地籍調査を推進する。

応急仮設住宅供給体制の充実【建設課】

大規模災害の発生に備え仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、本町で進めている候補地の整備と積み増しの強化を図る。

再掲：中山間地域の復興・地域コミュニティの活性化【農地整備課、農林振興課】

中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

再掲：自主防災組織等の活性化促進【総務課】

大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界がある。地域の防災力を高めるため、地域の拠点である公民館毎に自主防災組織の編成を推進する。また、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。

指　標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の確保	100%	継続
仮設住宅候補地の整備	検討中	－
【再掲 1-1】公民館毎の自主防災組織編成	40／56	56／56

8-4	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

罹災証明公布体制の確立【総務課】

罹災証明発行に関する町独自のマニュアル作成、人材育成を検討するとともに、他の市町村や県による応援の受入体制を強化する。

被災者の生活再建支援【福祉保険課】

被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度を通じた被災者への支援を図るとともに、内容及び手続についての円滑化や市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ確実な実施体制の構築に努める。

再掲：応急仮設住宅供給体制の充実【建設課】

大規模災害の発生に備え仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、本町で進めている候補地の整備と積み増しの強化を図る。

指　標	現状値	目標値
【再掲 8-3】仮設住宅候補地の整備	検討中	－

第５章　計画の推進と重点化

1. 計画の推進

地域強靭化は、第３章で示した 31 の「最悪の事態」を回避するためのリスクマネジメントであり、以下の PDCA サイクル（Plan：計画、Do：施策の実施、Check：結果の評価、Action：取組みの見直し・改善）を繰り返すことにより、本町全体の強靭化の取組みを推進する。

2. 本計画の不断の見直し

本計画においては、計画の推進に関して、長期の展望をしつつ、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の社会経済情勢の変化や施策の推進状況等を考慮し、おおむね５年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。ただし、初回見直しは本計画との調和を図るべき「第６次高千穂町総合計画」の終期である令和 12 年度（2030 年度）に合わせるため、令和２年度（2020 年度）から令和７年度（2025 年度）の６年間とする。また、それ以前においても、施策及びプログラムの進捗状況等により、必要に応じた検討と変更を加えるものとする。

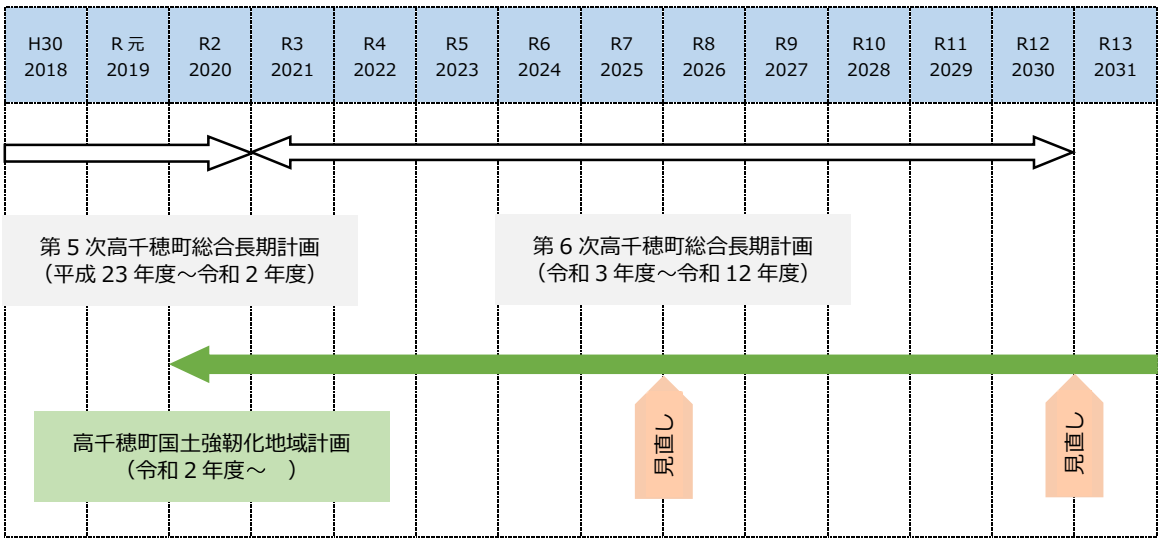

3. プログラムの重点化

国の基本計画では、強靭化を実現するために、45 のプログラム（目標を達成するための施策群）を設定し、国の役割や社会情勢の変化等を踏まえ、15 の重点化すべきプログラムを選定している。

本町においても、限られた資源で効率的・効果的に強靭化を推進するため、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら施策の実施を図る必要がある。

本計画では、町の役割の大きさ、影響の大きさ、緊急度・切迫度、国全体の強靭化への寄与等を踏まえ、11 の重点化プログラムを選定した。11 の重点化プログラムにより回避すべき最悪の事態を次表に示す。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	台風・集中豪雨等の異常気象等による浸水被害の発生
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による地域経済の停滞
		5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食糧等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
計		11	

この重点化すべきプログラムについては、その重要性を鑑み、進捗状況、本町における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、更なる重点化を含め取組みの一層の推進に努めるものとする。

高千穂町国土強靭化地域計画

令和２年５月作成

編集・発行　　宮崎県高千穂町
高千穂町役場　総務課
〒882-1192
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13